

2026年1月13日

須坂市長 三木 正夫 様

須坂市水道料金等審議会
会長 耳塚 保人

須坂市水道料金の改定について（答申）

2025年4月22日付け2025営第13号により諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の結論

2024年度に須坂市水道料金等審議会への諮問、答申を経て改定した今後10年の経営の基本となる「水道事業経営戦略」の投資・財政計画において、現在の対象資産と今後の更新投資需要から試算される資産維持費相当分を当期純利益として確保する方針を定め、そのためには、料金改定を定期的に行う必要があり、料金改定率の平準化と、世代間の負担の公平性に留意しつつ、「安心・安全・安定で未来への信頼を築く須坂の水道」を目指すこととしていることから、水道事業経営戦略の改定案を基本とし、更に公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領を参考に以下の4つの過程を経て検討しました。

(1) 総括原価の算定（料金水準の算定）として

将来の水需要予測の算定及び将来の財政収支のシミュレーションから料金算定期間中に発生する費用及び控除額を算定することとしました。2024年度の実績を反映し、経営戦略の将来推計を更新した結果、総括原価は、物価上昇の影響に加え、借入金利も上昇したことから、当初見込んだ額から約0.27億円増加の年間平均12.22億円と試算され、須坂市水道事業が置かれている経営環境は厳しさを増していることが浮き彫りとなりましたが、今回の改定では、利用者負担に配慮し、不断の経営努力と効率化の取組みをさらに行い、水道事業経営戦略の改定案による料金改定率9.0%の考えを据え置くこととしました。

(2) 総括原価の分解として

総括原価をその発生の要因から、①検針費用や量水器費用のような需要家（使用者）の存在によって発生する【需要家費】、②維持管理費や減価償却費のような水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる費用で需要家費に属するものを控除した【固定費】、③動力費や薬品費のような需要家費や固定費に属さないその他の費用で、概ね給水量の増減に比例する【変動費】に分けて検討しました。

(3) 料金区分への配分として

①使用水量とは関係なく水道事業が給水準備のために必要な原価すなわち各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金であるため基本料金の性質を有する【準備料金】、②各使用者の使用水量に対応して必要とされる原価として給水量単位あたりに配賦される原価すなわち実使用水量に単位水量当たりの単価を乗じて算定し徴収される料金であるため従量料金の性質を有する【水量料金】への配分を検討しました。

(4) 料金への配賦（料金体系の設定）として

準備料金を口径の大きさに基づき基本料金へ、水量料金を逓増度に配慮したうえで使用量に基づいて従量料金へ配賦することとし、いくつものパターンを作成し、慎重に検討しました。

委員からは、「昨今の他団体の状況（埼玉県八潮市の下水道管破損に起因する道路陥没事故など）を踏まえると、水道事業、下水道事業を問わず、管路の老朽化は深刻な社会問題となっていることから、安心安全な水の供給を確保する観点からは、給水量の多寡に影響を受けない基本料金に比重を置いたケースを採用することも一案と考えられる。」、「基本料金に比重を置いた考え方は理解できるものの、少量利用者にとって負担が大きくなるよう将来的な目標を定め、今後、段階的に引き上げていくことが望ましいのではないか。」、「基本料金に比重を置く考え方は理解できる一方で、水道を多く利用した利用者には、それ相当の従量料金を負担いただくほうが、利用者として納得感があるため、現状のように従量料金制を踏襲することが適当である。」等の意見が寄せられました。

以上を踏まえて、給水量の多寡に影響を受けない基本料金に比重を置く考え方を導入し、今回の料金改定では、基本料金の比率を上げつつ、小口径の利用者層に配慮しながら現状の従量料金制を踏襲する。更には従量料金の逓増度の緩和も盛り込んだ内容とし、須坂市水道料金は、直近の料金算定期間を2027年度から2031年度の5年間とし、2027年4月1日から平均9.07パーセント引き上げ、別表「須坂市水道料金表」のとおりとすることを結論としました。

2 要望

水道料金算定要領に従い、水道事業の安定的な経営のために、今後の料金改定の際にも引き続き基本料金の比重を段階的に上げていくことと、従量料金の逓増度を緩和していくことを検討されるよう要望します。

また、公衆浴場用料金については、今後改正を予定している下水道使用料と合わせて、その必要性について確認のうえ、引き続き検討されるよう要望します。

(別表)

須坂市水道・須坂市峰の原水道料金表

(1) 基本料金(1月につき)

水道メーターの口径	基本料金
13 ミリメートル	675 円
20 ミリメートル	1,405 円
25 ミリメートル	2,210 円
30 ミリメートル	3,465 円
40 ミリメートル	7,165 円
50 ミリメートル	12,550 円
75 ミリメートル	28,750 円
100 ミリメートル	85,500 円
150 ミリメートル	241,500 円
受水槽を設置した共同住宅のうち親メーターにより計量するもの又は各戸検針するもので管理者が特に必要と認めたもの	
1世帯につき 13 ミリメートル	675 円
20 ミリメートル	1,405 円

(2) 従量料金

使用水量による区分		従量料金
使用水量1立方メートルを超え10立方メートルまでの分 1立方メートルにつき	水道メーターの口径が13ミリメートル又は20ミリメートルの場合及び受水槽を設置した共同住宅のうち親メーターにより計量するもの又は各戸検針するもので管理者が特に必要と認めたもの	93 円
	水道メーターの口径が20ミリメートルを超える場合	164 円
使用水量10立方メートルを超え25立方メートルまでの分 1立方メートルにつき		164 円
使用水量25立方メートルを超え50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき		179 円
使用水量50立方メートルを超え500立方メートルまでの分 1立方メートルにつき		210 円
使用水量500立方メートルを超える分 1立方メートルにつき		215 円

公衆浴場用については上記区分にかかわらず1立方メートルにつき 93 円